

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
30年ー1 (30.2.15)	総 務	<p>クレジットカードを用いたギャンブルの規制・自粛を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>いわゆるギャンブルは、偶然の事情によって決定される勝敗に、財物を賭けて勝負することをいい、個人による賭博場の開帳、賭博行為が刑法で禁止されている（大審院昭和7年4月12日判決刑集11巻367頁）。これが社会に蔓延する場合、国民の射幸心が助長され、怠惰浪費の弊風が生まれる可能性があり、勤労の美風が損なわれるためである（最高裁大法廷昭和25年11月22日判決刑集4巻11号2380頁ほか）。</p> <p>一方、国が行うギャンブルについては、たとえば競馬であれば農林水産省所管の競馬法（昭和23年法律第158号）によって、農林水産業の維持・振興のためとして、開催期間・開催時間・発走時刻などが管理された上、実施されている。宝くじは、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）が規律し、総務省が所管するが、一部は発行地方自治体の財源となり、当せん金付証券の発行については議会の議決事項にされているところである。</p> <p>さて、現在、たとえば競輪やオートレース（バイクレース）については、クレジットカードで投票専用の電子マネーを購入し、その電子マネーを投票に用いることによって、クレジットカードを用いた投票が可能になっている。なお、この販売は民間が行っており、投票券の販売促進を目的としたプロモーションなどが頻繁に実施されているようである（たとえば、1,000円購入したら〇〇（商品）、〇〇万円が当たる、など）。</p> <p>また、最近報道があったように、総務省は、クレジットカードを用いたナンバーズやロトくじなどの販売を今年10月から解禁するようである。日本中央競馬会（JRA）でも、JRAカードを持っている場合、クレジットカードで購入できるようである。</p> <p>クレジットカードは、現在は持っていないお金を、「信用」でクレジット会社から借りているものであり、これをギャンブル</p>	足羽 佑太 (倉吉市)

		<p>に用いれば、勝ったときは良いものの、負けたときは負債のみが残ることになり、デフォルト（債務不履行）、自己破産に陥るリスクが大きい。</p> <p>については、鳥取県議会において、クレジットカードを用いた投票券の販売（ギャンブル）を規制・自粛すべき旨の意見書を、地方自治法第99条の規定に基づいて提出してもらいたい。</p> <p>▶陳情趣旨 鳥取県議会において、クレジットカードを用いたギャンブルの規制・自粛を求める意見書を提出すること。</p>	
--	--	---	--